

## 海外進出支援事業事業化可能性調査実施要綱

制 定 平成26年5月2日

最近改正 令和2年4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）が行う、定款第4条第1号から第4号までに規定する事業のうち、海外進出支援事業による事業化可能性調査（以下「F/S調査」という。）の支援企業（以下「支援企業」という。）の申込みの手続きを定め、市内中小企業の海外進出を支援することにより、市内経済の活性化に資することを目的とする。

### (申請者の要件)

第2条 支援企業は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者であって、横浜市内に本社を有し、原則として市内で引き続き1年以上事業を営む法人であること。  
ただし、次のアからウのいずれかに該当する中小企業者（いわゆる、「みなし大企業」）は除く。
    - ア 一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資している中小企業者
    - イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者
    - ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者
  - (2) 海外現地法人設立を希望していること。
  - (3) 海外進出によって、業績の拡大や横浜市経済への波及効果が見込まれること。
  - (4) 海外拠点設立を希望する対象国に、駐在員事務所等の拠点を有していないこと。
  - (5) 横浜市に対する税金その他の債務の滞納がないこと。また財団に対する債務の滞納がないこと。
- 2 次に掲げるものは、交付の対象としない。
- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団。
  - (2) 法人にあつては、代表者または役員の中に暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等という。）に該当する者があるもの。

### (支援の申込)

第3条 支援企業の申請をしようとする者は、海外進出支援申込書（様式1）を理事長に提出するものとする。

### (ヒアリングの実施)

第4条 理事長は、前条の申込書を受理したときは、第2条に定める要件を満たしていることを確認

するため、横浜ビジネスエキスパート等によるヒアリングを1回以上実施する。

- 2 本事業による支援期間は、申込みを受けた日の属する年の4月1日から翌年の3月31日までの間とする。

(支援企業への海外進出支援)

第5条 財団は、支援企業のF/S調査を支援するため、予算の範囲において、次に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 海外進出事業計画の策定支援  
横浜ビジネスエキスパートによる面談実施
- (2) 事業化可能性調査経費の助成
  - ア 国内予備調査支援
  - イ 海外現地調査支援
  - ウ F/S調査実施後の支援
- (3) その他理事長が必要と認める支援

- 2 前項各号に掲げる事業の実施について必要な事項は、別に定める。

(支援の中止)

第6条 理事長は、支援企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、その支援事業を中止することができる。

- (1) 第3条の申請に虚偽又は誤りがあった場合
- (2) 支援企業が申請内容に沿って事業を行っていないと認める場合
- (3) 第2条の要件に該当しなくなった場合
- (4) 支払い停止又は破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立、手形交換所の取引停止処分、その他経営上の事由で申請内容に沿って事業を行うことが困難と認められる場合
- (5) 公序良俗に反する行為のほか、反社会的・反経済的行為があると認められる場合
- (6) 条例第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者である場合
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある場合

- 2 前項の支援の中止により損失が生じたときは、その損失は支援企業の負担とする。

(報告)

第7条 理事長は、必要があるときは、支援企業に対し事業成果等について報告を求めることができる。

(支援等の公表)

第8条 理事長は、必要があるときは、支援企業の事業成果及び支援内容の概要について公表することとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年5月2日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 海外進出支援申込書

申請日： 年 月 日

1. 企業概要				
企業・団体名称				
代表者役職				
代表者氏名				
本社所在地				
設立年月日				
資本金				
従業員数				
売上高(直近決算)				
事業内容				
主要製品・サービス				
担当者所属・役職				
担当者氏名				
電話番号				
FAX番号				
E-Mail				
URL				
業種(産業分類)				
大企業による議決権の保有(割合)				
	<input type="checkbox"/> みなし大企業に該当しない <input type="checkbox"/> みなし大企業に該当する			
自社工場の有無				
海外拠点の概要	国名	事業内容	人員	
※現在保有している拠点についてご記入ください。				
経営理念、ビジョン、事業目的等				
2. 海外進出計画				
海外進出計画の概要				
進出対象国				
本計画で取り扱う製品・サービス等				
海外進出の目的・理由				
海外進出の形態	<input type="checkbox"/> 製造拠点(工場等)設立 <input type="checkbox"/> 営業拠点・サービス拠点設立 <input type="checkbox"/> 部品・部材調達拠点設立 <input type="checkbox"/> その他拠点設立( )			
海外進出スケジュール(翌年度から記入)	年度	年度	年度	以降

海外進出体制と人員	代表者 責任者 担当者
海外進出後の横浜本社の体制	
<b>3. 自社の経営状況</b>	
自社の強み、製品等のアピールポイント	
自社の強みについての具体的な根拠等	
自社の経営課題	
海外進出が上記課題解決に対してどのように寄与するか	